

重要事項説明書

指定地域密着型通所介護(日常生活支援総合事業第1号通所) ディホーム楽

1. 事業所の概要

事業者名称	特定非営利活動法人 しあわせサービス
代表者名称	理事長 永田功
所在地	松江市美保関町北浦422番地1
電話番号	(0852)75-0160

2. ご利用事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ディホーム楽
指定事業所番号	3270103686
事業所所在地	松江市美保関町北浦300番地
電話番号	(0852)75-0139
通常の実施地区	松江市
利用定員	10名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法令に基づき、利用者(契約者)の能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。その手段として「指定地域密着型通所介護サービス」に取り組む。
運営の方針	サービス提供にあたっては、適切な介護技術を持って懇切丁寧に行い、利用者やその家族に満足されるサービスを目指す。

(3) 営業日及び時間

営業日	月曜日から金曜日(8/15, 12/30から1/3までを除く)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:31

(4) 職員配置

職種	員数	業務内容
管理者	1名	総括、事務管理(生活相談員と兼務)
生活相談員	1名以上	サービス計画・調整、相談助言、技術指導(管理者と兼務1名・介護職員と兼務2名)
介護職員	2名以上	介護(生活相談員と兼務2名)
機能訓練指導員	1名	機能訓練

3. 提供するサービス内容・費用等

- 利用者の身体状況の把握などを、必要に応じて本人や家族へ確認するとともに、かかりつけ医など関係機関との連携を図り、サービスを提供する。
- 連絡帳を送付するので、確認のうえ、連絡事項があれば記入のこと。

(1) 提供するサービス

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ・ 通所介護計画書の作成 | ・ アクティビティーサービスに関すること |
| ・ 身体の介護に関すること(健康管理他) | (レクリエーション他) |
| ・ 入浴に関すること | ・ 送迎に関すること |
| ・ 食事の提供に関すること | ・ 助言相談に関すること |

(2) 提供するサービス利用料

(単位:円)

利用時間	介護度	1日当たりの金額(介護保険適用時の利用者負担額)		
		1割負担	2割負担	3割負担
7時間以上	要介護1	753	1,506	2,259
	要介護2	890	1,780	2,670
	要介護3	1,032	2,064	3,096
	要介護4	1,172	2,344	3,516
	要介護5	1,312	2,624	3,936

(注1) 介護保険制度上、通常の利用は、介護負担割合証による自己負担割合に応じた額が利用者の負担となるが、支給限度の範囲を超えてサービスを利用する場合は、全額(10割)が利用者の負担となる。□

(注2) サービス実施当日に、利用者の体調不良等で、サービス内容の変更等を行う場合は変更した内容と時間に応じた利用料金を請求する。
(サービスの中止又は変更・追加する場合には必ず事前に連絡すること。)

(3) 加算料金

(単位:円)

加算の種類	1割負担	2割負担	3割負担	備考
入浴介助加算	40	80	120	1日当たりの金額
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1カ月実績合計単位数 × 9.0パーセント			

(4) その他の料金

材料費(昼食費)	500円/1食 (1日当たりの金額)
おむつ代	必要時 30円 (1枚当たりの金額)
その他	外出時の入場料やクラブ費等は実費負担

(5) 支払い方法

利用料金(利用者負担金)の支払いは、月末締めで利用者または、利用者又は家族名義の口座より自動引き落としとする。なお、現金での支払いも可能。

(6) 介護従事者の禁止行為

- ・ 利用者又はご家族からの金品等を受け取ること
- ・ 印鑑、通帳、証書等の預かること
- ・ 利用者(契約者)以外の方へサービスを提供すること
- ・ 利用者又はご家族に対して宗教・政治・営利活動を行うこと
- ・ その他迷惑な行為を行うこと

(7) 介護従事者の身分証明携帯

職員は「身分証明書」を常時携帯する

4. 緊急時における対応方法

- ・ 利用者の容態の急変や事故によるケガ等については、病院への搬送、家族への連絡及び主治医への連絡(手配)を行う。
- ・ 送迎時に容態の急変など緊急やむをえない時には、職員が家族の電話を使用することもある。

5. 非常災害対策

非常災害に備え、普段の防火管理を徹底し、災害が発生した場合は消防等関係機関に通報するとともに、利用者の避難、救出を行う。

6. 衛生管理等、感染症の予防及びまん延防止

使用する備品等を清潔に保持する等、常に衛生管理に十分注意を行い、事業所において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じる。

7. 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者、ご家族の個人情報の保護に最善の注意を払う。

8. 個別援助計画の作成等

- ・ サービス提供開始日までに、担当の職員が訪問調査や事前の打合せを行う。
- ・ 居宅介護支援事業者が作成する、居宅サービス計画書(ケアプラン)に基づき、当該サービスの計画書(通所介護計画書)作成を行う。なお、作成した通所介護計画の説明を行い、通所介護計画書に基づきサービス提供する。

9. サービス提供に関する相談、苦情

(1) 手順

- ・ 「分からない、理解できない、納得できない」など、当事業所のサービスに苦情、不審な点があれば、事業所の責任者又は担当者、或いは行政担当課、国保連合会に遠慮なく尋ねること。
- ・ 事業所は苦情等があった場合、迅速・適切に処理・説明し、必要に応じ市町村等の助言等に従い改善し報告する。
- ・ 苦情等の内容等の記録は2年間保存する。

(2) 申立て窓口

利用者相談窓口	利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 連絡先 電話 (0852)75-0139 担当 管理者 大西登喜子
松江市介護保険課	利用時間 平日 午前9時00分～午後5時00分 連絡先 電話 (0852)55-5689
島根県国民健康保険団体 連合会苦情相談窓口	利用時間 平日 午前9時00分～午後5時00分 連絡先 電話 (0852)21-2811

10. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

11. 地域との連携と運営推進会議について

- ・ 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力により地域の特性を活かした交流活動に努める。
- ・ 事業が地域に密着し、地域に開かれたものにするために運営推進委員会議を行う。

12. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため必要な措置を講じる。

13. 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供をうけるよう必要な措置を講じる。

14. ハラスメントの防止について

事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要な範囲を超えたものにより介護サービスの環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

15. 身体拘束適正化について

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

16. 居宅介護支援事業者との連携

利用者の身体状況の把握などを、必要に応じて本人や家族へ確認するとともに、かかりつけ医など関係機関との連携を図り、サービスを提供する。

17. サービスの第三者評価の実施状況

実施状況の有無	無
---------	---

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

(事業所) 所在地 松江市美保関町北浦300

名称 特定非営利活動法人しあわせサービス
 指定地域密着型通所介護
 (日常生活支援総合事業第1号通所)
 事業所 デイホーム楽

説明者

印

本書面により、事業所から重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名

(家族代表) 住所

氏名

続柄

(代理人) 住所

氏名

続柄